明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二）　一
〔告　示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（金融庁四）　二
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働一五）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効・失効の取消、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

府　令

○内閣府令第二号

保険業法（平成七年法律第百五号）第五条第一項第三号ホ、第百条の二、第百条の五第一項及び第二項、第二百九十四条第一項及び第五項、第三百条第一項第九号、第三百条の二並びに同条において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十八条第九号の規定に基づき、並びに保険業法を実施するため、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年一月二十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業方法書等の審査基準） **第十一条**　法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。 ［一～五　略］ 六　保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号までに定める書面を交付（当該書面に記載すべき事項を第二百二十七条の二第四項及び第二百三十四条の二十一の二第二項に規定する電磁的方法による提供を含む。）した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置（当該書面に記載すべき事項を第二百二十七条の二第四項及び第二百三十四条の二十一の二第二項に規定する電磁的方法により提供する場合にあっては当該保険契約者から当該書面に記載すべき事項を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置）が明確に定められていること。	（事業方法書等の審査基準） **第十一条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号までに定める書面（第二百二十七条の二第三項第八号に定めるものにあっては、特定保険契約（法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）の解約による返戻金がないことを記載したものに限る。）を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置が明確に定められていること。